

# 「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」に対する 当会意見書の概要

法制委員会副委員長 平田 和夫 (56期)

## 1 はじめに

商法のうち運送・海商に関する分野については、明治32年の商法制定以来、ほとんど見直しがされていない。しかし、陸上運送及び海上運送に加え航空運送も普及したことや条約等の世界的な動向等を踏まえ、見直しの必要が生じている。そこで、平成26年2月7日開催の法制審議会第171回会議で商法(運送・海商関係)部会が設置され、同部会での調査審議の結果、平成27年3月11日に「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」\*が取りまとめられた。

これに関する意見募集に対し、先般、当会は法務省民事局参事官室に意見書を提出したが、当該意見書の概要は次のとおりである。

## 2 「運送法制全般」について

- (1) 危険物に関する荷送人の通知義務について、これを導入することを前提に、無過失の免責を認める甲案と、これを認めない乙案のうち、甲案に賛成する。
- (2) 運送品の延着の場合の損害賠償額の規定について、これを設けないとする甲案と、引渡しの日及び時における運送品の価額を超えることができないとする乙案のうち、甲案に賛成する。
- (3) 運送品の全部滅失の場合の荷受人の権利について、現行法を維持する甲案と、荷送人と同一の権利を取得する等の乙案のうち、甲案に賛成する。
- (4) 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅し、この期間は運送品の滅失等による損害が発生した後に限り合意により延長できる等とする案に賛成する。
- (5) 運送契約に基づく責任と不法行為に基づく責任との関係について、次のア及びイの規律を設ける乙案と、いずれも設けない甲案のうち、乙案に賛成する。
  - ア 運送契約上の運送人の責任を減免する旨の商法の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人(当該運送契約による運送を容認した者に限る)に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。
  - イ 上記アにより運送人の責任が減免される場合には、その責任が減免される限度において、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も減免される。
- (6) 複合運送契約について、物品運送についての総則的規律の適用があることを前提に、中間試案に掲げる運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等については、運送人は、当該二以上の運送のうち当該滅失等の原因が生じたもののみを荷送人から引き受けたとしたならばその運送契約について適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従い、損害賠償の責任を負うとする案に賛成する。
- (7) 商法590条1項の規定に反する特約(旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の責任に関するものに限る)で旅客に不利なものは無効とする規律を設ける乙案と、現行法の規律を維持する甲案のうち、乙案に賛成する。
 

ただし、緊急の必要性がある場合その他の運送が行われる特殊な事情により、旅客の生命又は身体に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送については、運送人の

\* <http://www.moj.go.jp/content/001141894.pdf>

責任の一部を免除する特約（当該責任の限度を定めるものを含む）に限り、乙案の規律の例外とすることが望ましい。

### 3 「海商法制」について

- (1) 定期傭船契約について、船舶の利用に関する契約の一つとして、定期傭船契約は、当事者の一方が一定の期間艀装した船舶に船員を乗り組ませてこれを相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる等の規律を設ける案におおむね賛成する。
- (2) 船長はその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限り利害関係人に対して損害賠償の責任を負う旨の規律（商法705条）を削除する案に賛成する。
- (3) 商法738条の堪航能力担保義務違反による責任を過失責任に改め、その義務の内容として国際海上物品運送法5条1項各号に掲げる事由を明示する案に賛成する。
- (4) 商法739条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする旨の規律を削除する案に賛成する。
- (5) 海上運送状について、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求があるときは、運送品について既に船荷証券を交付している場合を除き、当該運送品の受取後又は船積み後遅滞なく、受取又は船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない等の規律を設ける案に賛成する。
- (6) 共同海損について、1994年ヨーク・アントワープ規則等の基本的な規定と同様の規律を設ける案に賛成する。
- (7) 商法798条1項のうち船舶の衝突によって生じた債権の消滅時効について、船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償の請求権（財産権の侵害によるものに限る）は事故発生の日から2年間行使しないときは時効によって消滅する、と改める案に賛成する。
- (8) 海難救助について、商法800条を、任意救助の場合は相当の救助料を、契約救助の場合は当該契約に定める救助料を請求することができる、と改める案に賛成する。
- (9) 海上保険の保険契約者になる者等の告知義務について、保険契約者又は被保険者になる者は、保険法4条の規定にかかわらず、海上保険契約の締結に際し、危険に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならぬとの規律を設ける案に賛成する。
- (10) 保険委付に関する規律を削除する案に賛成する。
- (11) 商法842条7号の被担保債権の範囲について、雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権とする甲案と、雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権であって当該船舶への乗組みに関して生じたものとする乙案のうち、乙案に賛成する。
- (12) 船舶先取特権を生ずる債権の順位に関する規律（商法842条、船主責任制限法95条2項）について、船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命又は身体の侵害による損害に基づく債権を第1順位とする等の案に賛成する。
- (13) 船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者に対しても効力を生ずる旨の規律（商法704条2項）について、現行法の規律を維持する甲案と、民法上の先取特権は船舶所有者に対しては効力を生じないとする乙案のうち、乙案に賛成する。